

早期事業再生法の概要と今後の課題

弁護士

南 勇成 Yonson Minami

I はじめに

私的整理手続において対象債権者全員の同意が必要となる点はかねてから実務上の課題とされており、立法化に向けた議論が長年重ねられてきたが、2025年6月、「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律」が成立し、公布されるに至った（以下「早期事業再生法」又は「法」という。）。早期事業再生法は、2026年12月11日の施行が予定されている。本法の公布を受け、2025年9月には、産業構造審議会経済産業政策新機軸部会事業再構築小委員会の下で「早期事業再生検討ワーキンググループ」が設置され、同年12月26日には「中間整理」、2026年3月6日には「取りまとめ」が公表されるに至っている。

本稿では、いよいよ本年中に施行を控える早期事業再生法について、制度の全体像とポイントを整理するとともに、既存の私的整理手続との異同を確認した上で、今後の運用上の課題をそれぞれ簡単に概説する。なお、本稿で参照する施行規則、資産評定基準及びQ&Aは、本稿執筆時点（2026年6月）ではいずれもパブリックコメントに付されている案段階であり、今後変更される可能性がある点に留意されたい。

II 制度の概要

1 本法のポイント

本法のポイントは、以下の3点に整理できる。

第一に、対象債権者全員の同意を必要とせず、議決権総額の4分の3以上の多数決によって、反対債権者を含めた権利変更をすることができる（法20条1項）。ただし、単一の対象債権者が議決権総額の4分の3以上を有する場合（例えば、メインバンクが議決権の4分の3以上を単独で保有するような場合）、少数債権者保護の観点から、対象債権者集会に出席した議決権者の過半数の同意（頭数要件）も加重される（同ただし書）。

第二に、手続の対象となる対象債権は、「金融機関等」が有する「貸付債権等」（法2条1項～3項）であり、いわゆる金融債権に限定されている。立法過程では論点となったが、最終的には、ファイナンス・リースに係る債権は含まれるが、商取引債権は含まれないことになる。

第三に、指定確認調査機関及び確認調査員の関与に加えて、反対した対象債権者が有する対象債権に対する権利変更には裁判所の認可が必要になる。既存の準則型私的整理手続とは異なり、対象債権者全員の同意が得られなくとも、指定確認調査機関による事前の調査を経た上